

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウズベキスタ ン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	261,000千円 H36.12.31まで	H29.10.10 タシケン トで (同日)	日本側 伊藤伸彰在ウズベキスタン大使 ウズベキスタン側 アジム・アフナムトハシヤエフ 国家投資委員会委員長	H29.10.24 361号
ウズベキスタ ン	タシケン情報技術大学メダイア訓練センターの贈与に関するウズベキスタン共和国政府との間の交換公文	タシケン情報技術大学メダイア訓練センター機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	187,900千円 H33.4.30まで	H29.12.6 タシケン トで (同日)	日本側 伊藤伸彰在ウズベキスタン大使 ウズベキスタン側 アジム・アフナムトハシヤエフ 国家投資委員会委員長	H29.12.19 418号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。